

柴田町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月11日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第4号

柴田町契約規則の一部を改正する規則

柴田町契約規則（平成24年柴田町規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 1～2（略）	附則 1～2（略） <u>（東日本大震災に伴う公共工事に要する経費の前金払の特例）</u> <u>3 当分の間、第32条第2項の規定の適用については、同項中「10分の4」とあるのは「10分の5」とする。</u>

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。